

【第 4 期】

沖縄県発達障害者支援体制整備計画
(素案たたき台)

沖 縄 県

目次

第1章 総論

1 計画の根拠等	1
2 計画の基本理念	1
2 基本方針	1
3 計画期間等	1
4 発達障害の定義	2

第2章 計画の推進体制

1 中核的な支援機関等	4
(1) 沖縄県発達障害者支援センター	4
(2) 発達障害者地域支援マネージャー	4
2 計画推進のための会議等	4
(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会	4
(2) 沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議	4
(3) 発達障害者支援センター連絡協議会	5
3 その他の関係機関	5

第3章 計画の進捗管理等

1 計画の進捗管理	6
2 実施状況の公表	6

第4章 重点課題への取組

1 概要	7
2 特定のライフステージごとの課題と取組	8
(1) 乳幼児期における早期発見・早期支援	8
(2) 学齢期における教育と福祉の連携	10
(3) 成人期における就労支援	12
3 ライフステージを通じた課題と取組	14
(1) 専門医療機関の不足への対応	14
(2) 保護者や家族に対する支援	16
(3) 各分野における支援人材の育成	18
(4) 移行期の「支援の途切れ」防止	20
(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発	22
(6) 災害時等における発達障害者及びその家族への支援	24

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

第1章 総論

1 計画の根拠等

第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画（以下「本計画」という。）は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定された県の責務等を踏まえ、県内における、発達障害者（発達障害児を含む（発達障害者支援法第2条第2項）。以下同じ。）の支援体制整備を推進するために策定するものです。

なお、計画の実施に当たっては、沖縄県障害福祉計画（第7期）、沖縄県障害児福祉計画（第3期）及びその他の関連計画等と調和を図りつつ取り組んでいきます。

2 計画の基本理念

医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の各関係機関が緊密な連携を図り、発達障害者の自立及び社会参加のための「切れ目のない」支援を実施することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

3 基本方針

本計画の基本方針は、平成28年8月から施行された改正発達障害者支援法の趣旨等を踏まえ、次の3つとします。

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の特性に応じた、「切れ目のない」支援の実施に取り組みます。

(2) 家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続きにおける配慮、発達障害者の家族等へのきめ細かな支援を推進します。

(3) 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害者及びその家族が身近な地域で、適切な支援を受けることができるよう市町村における支援体制の整備を、県においても専門性や広域的な観点から後方支援を行い、地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。

4 計画期間等

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、毎年度、実施状況を沖縄県発達障害者支援体制整備委員会に報告するものとします。

5 発達障害の定義

発達障害者支援法において、発達障害、発達障害者及び発達支援は、次のように定義されています。

なお、旧計画においては、「発達障害児（0歳～18歳）」「発達障害者（19歳～）」を区分し「発達障害児（者）」と表記していましたが、発達障害者の定義を踏まえ、本計画における「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害児を含むものとし、18歳未満の発達障害者に限定する場合に限り「発達障害児」と表記するものとします。

○ 発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○ 発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）（抄）

第1条 発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

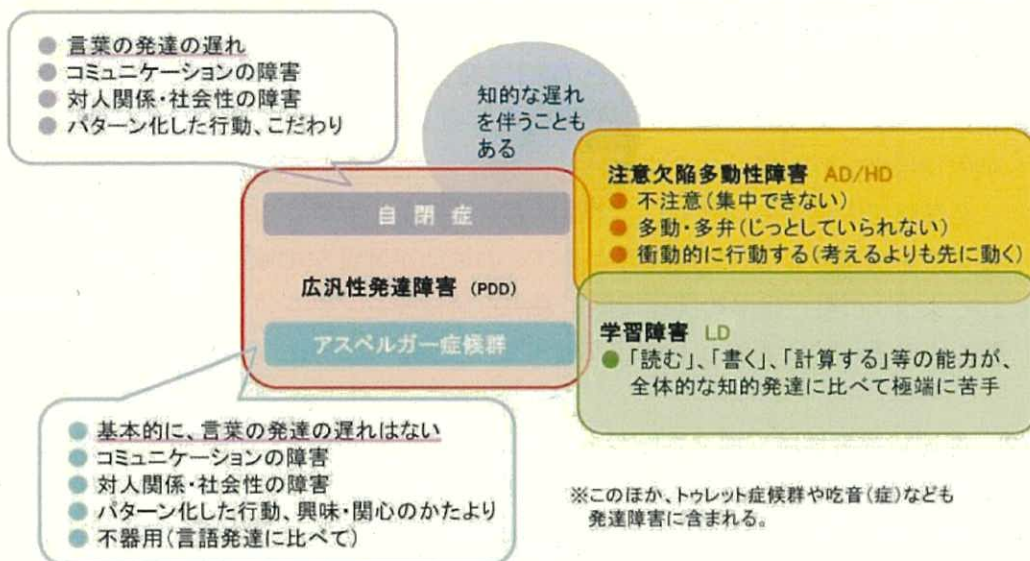
○ 発達障害者支援法施行規則（平成17年省令第81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

1 <参考> 代表的な発達障害のイメージ

2

代表的な発達障害



(参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

- ・強度行動障害: 激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- ・高機能: 知的な遅れを伴わないこと。
- ・自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
- ・発達凸凹(でこぼこ): 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、-17-

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

第2章計画の推進体制

1 中核的な支援機関等

(1) 沖縄県発達障害者支援センター

沖縄県発達障害者支援センター（以下「発達障害者支援センター」という。）は、発達障害者への支援を総合的に行うこと等を目的とした中核的な支援機関として、平成18年度より設置しています。

発達障害者支援センターは、発達障害者及びその家族に対する相談支援などの直接支援を実施しつつ、発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーションなどの間接支援をより重点的に実施し、地域支援体制の整備に取り組んでいきます。

(2) 発達障害者地域支援マネージャー

発達障害者地域支援マネージャー（以下「地域支援マネージャー」という。）は、発達障害者支援センターによる地域支援機能をより強化するため、平成27年度より配置しています。

地域支援マネージャーは、市町村が主体的に行う支援体制構築への間接支援、事業所等が抱える困難事例の対応力の向上に向けた支援、医療機関との連携支援などを行い、地域支援体制の整備を促進します。

2 計画推進のための会議等

(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会

沖縄県発達障害者支援体制整備委員会（以下「体制整備委員会」という。）は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野並びに学識経験者及び当事者団体等の委員で構成され、平成18年度より設置しています。

体制整備委員会では、県における発達障害者の実態把握、県の支援計画の作成・進捗管理、今後の支援体制整備のあり方等について検討します。

(2) 沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議

沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議（以下「支援機関連絡会議」という。）は、総務部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、商工労働部、及び教育庁の県庁内の関係部局で構成され、平成21年度より設置しています。

支援機関連絡会議では、発達障害者を取り巻く課題等の情報共有や意見交換、各部局が所管する発達障害者支援に資する事業のPDCAを踏まえた自己評価等を行います。

(3) 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会

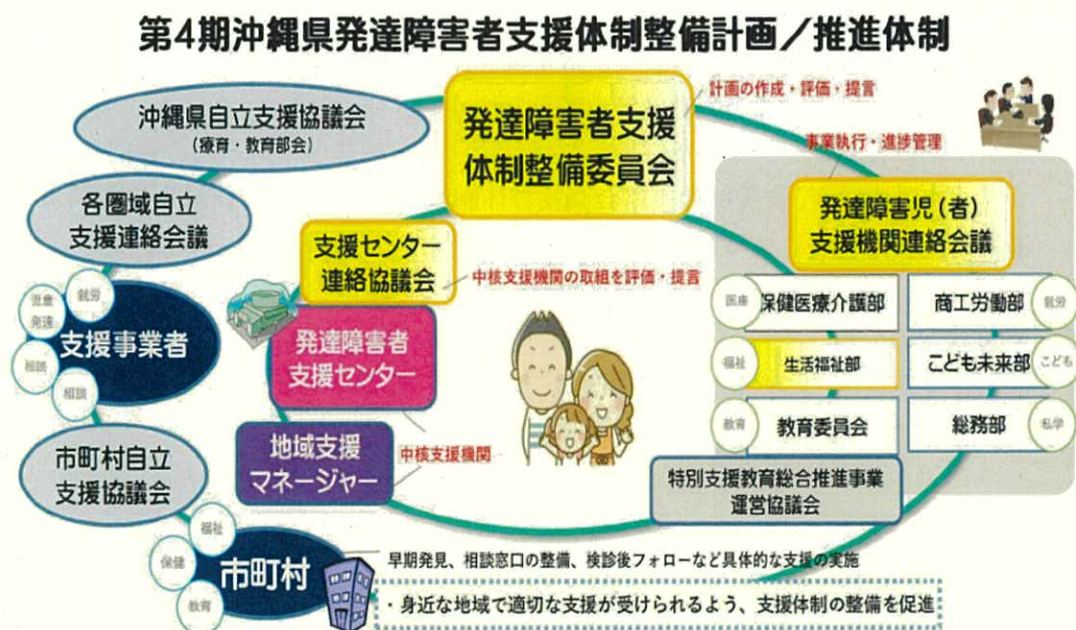
沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会（以下「センター連絡協議会」という。）は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野並びに学識経験者及び当事者団体等の委員で構成され、平成21年度より設置しています。

センター連絡協議会では、発達障害者支援センター及び地域支援マネージャーの活動のあり方等について検討します。

3 その他の関係機関

本計画の推進に当たっては、沖縄県特別支援教育総合推進事業運営協議会、沖縄県障害者自立支援協議会、各圏域自立支援連絡会議、市町村自立支援協議会、市町村関係各課及び障害福祉サービス事業所その他の関係機関等と、必要に応じて連携を図ります。

<参考> 本計画の推進体制イメージ



第3章 計画の進捗管理等

1 計画の進捗管理

計画に基づく事業等については、体制整備委員会、支援機関連絡会議及びセンター連絡協議会から意見を聴取し、継続的に改善を図りつつ実施することとします（PDCAサイクル）。

(1) 中核的な支援機関の取組

発達障害者支援センター及び地域支援マネージャーが実施する取組については、毎年度、センター連絡協議会へ実績を報告し、意見等を聴取します。

(2) 各部局所管の事業等

県庁内の各部局が所管する発達障害者支援に資する事業等については、毎年度、支援機関連絡会議において実績報告及び自己評価等を行います。

(3) 計画全体の進捗管理

(1)及び(2)の実績報告等について、毎年度、体制整備委員会に概要を報告し、計画全体の進捗に対する評価・意見等を聴取します。

発達障害者支援センター及び地域支援マネージャー並びに県庁内の各部局は、センター連絡協議会、支援機関連絡会議及び体制整備委員会の評価・意見等を踏まえ、継続的に改善を図りつつ事業を実施します。

2 実施状況の公表

計画の実施状況については、沖縄県ホームページ等で公表します。

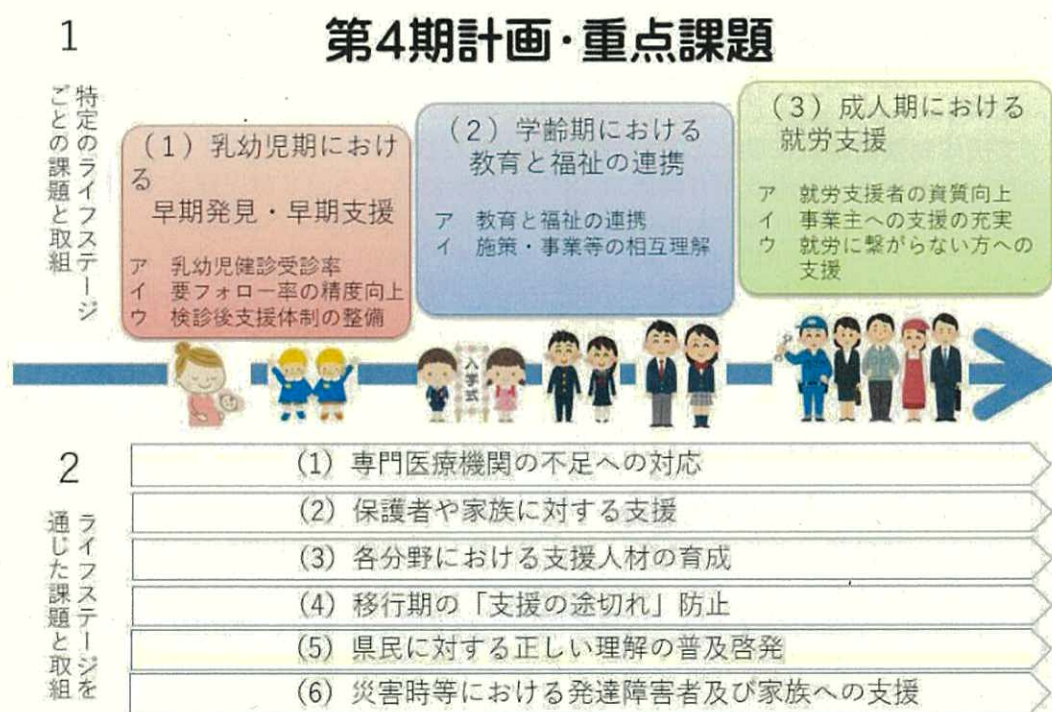
第4章重点課題への取組

1 概要

県では、計画の策定に当たり、令和3年10月に、市町村における発達障害者の支援体制の整備状況等を発達障害者支援センターを通じて調査しました（令和3年度市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査報告書。以下「令和3年度調査」という。）。

その分析結果や、旧計画で実施してきた施策・事業の成果等を踏まえ、重点課題を「特定のライフステージごとの課題と取組」「ライフステージ全体通じた課題と取組」の2つに区分し、それぞれに対応した施策・事業に取り組んでいきます。

<参考> 重点課題のイメージ図



2 特定のライフステージごとの課題と取組

(1) 乳幼児期における早期発見・早期支援

① 現状と課題

発達障害を早期に発見し適切な支援に繋げることは、心理機能の発達、日常生活の安定や社会生活への適応等の観点から極めて重要です。

身近な地域において、乳幼児健診から早期支援につなげる体制づくりを引き続きすすめる必要があります。

ア 乳幼児健診受診率等について

乳幼児健診（1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診）は、発達が気になる子の早期発見とともに、保健師等の支援者と出会う場として重要視されています。

県の乳幼児健診受診率（令和4年度）は年々上昇しており、1歳6ヶ月児健診で90.7%、3歳児健診で87.9%となっていますが、全国平均の1歳6ヶ月児健診96.4%、3歳児健診95.1%をそれぞれ下回っており、引き続き、各市町村において受診率の向上に向けた取組が必要です。

また、5歳児健診については、令和5年度時点で1町が実施しており、各市町村での実施に向け健診体制の整備に向けた取組が必要です。

イ 要フォロー率の精度向上

乳幼児健診時に、発達が気になると判断された子どもの割合（以下「要フォロー率」という。）について、令和3年度調査と平成29年度調査（市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査報告書の調査結果をいう。以下同じ。）とを比較したところ、1歳6ヶ月健診で18.1%から18.4%へ、3歳児健診で11.2%から11.6%へ、それぞれ向上しています。

要フォロー率の市町村間のばらつきも同様に比較してみると、1歳6ヶ月健診で2.7%から49.7%までの範囲であったのが、0%から66.7%までの範囲へ、3歳児健診で0.9%から33.9%までの範囲であったのが、0%から30.9%までの範囲となっており、依然として、ばらつきが見られます。

「発達が気になる子」を適切に支援へとつなげることができるよう、乳幼児健診時の要フォロー率について、引き続き精度の向上に努める必要があります。

ウ 乳幼児健診後の支援体制の整備

乳幼児健診後に把握した「気になる子」に対しては、各市町村においてその後のフォローを継続して行う必要があります。

日常的・定期的なフォローの場や機会が減少傾向にあり、専門職の配置に加え、地域の身近な支援者が実施できるフォローの取組み・仕組みの整備等が必要です。

② 支援体制の目標

どの市町村においても、乳幼児健診及びその後のフォロー体制が整えられ、「発達の気になる段階」から適切な支援に結び付く支援体制の構築を目指します。

③ 取組内容

発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるためには、乳幼児健診や保育所、認定こども園、幼稚園などの子育て支援の場での取組が重要であり、各市町村において、その体制づくりをすすめる必要があります。

県としては、市町村が主体的に体制づくりをすすめることができるよう、発達障害者支援センター等により積極的に支援していきます。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) 乳幼児健診の受診率向上への取組
- (イ) 要フォロー率の精度向上に向けた、発達障害アセスメント力向上に向けた取り組み (M-CHAT や PARS 等)
- (ウ) 乳幼児健診事後フォロー教室などの、事後フォロー体制の整備
- (エ) 児童発達支援センターの設置 (センターを中核とした地域の支援体制を整備・強化)
- (オ) 巡回支援専門員整備事業の実施 (専門員を保育所等へ派遣することによる、早期発見・早期支援)
- (カ) 児童発達支援センターの機能強化等事業の実施 (地域における障害児支援の質の向上を推進)
- (キ) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制整備を目的としたこども家庭センターの設置

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 要フォロー率の精度向上に向けた、発達障害アセスメント力向上に向けた助言 (M-CHAT や PARS 等)
- (イ) 乳幼児健診に関わる専門職 (医師、保健師及び心理士等) を対象とした研修の実施
- (ウ) 日常生活の場においても「気になる子」に気づき、適切な支援につながるよう、保育士等を対象とした研修の実施
- (エ) 発達障害児に対する福祉サービス (児童発達支援、放課後等デイサービス等) の職員に対する研修の実施
- (オ) 沖縄県障害児等療育支援事業の実施 (障害児等の通う保育所・学校や児童デイサービスの事業所等の職員に対する研修・指導等)

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度(実績値)	目標値	担当課
1	必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法として普及を図ることにより、早期発見、早期支援体制の充実を図る。	アセスメントツールの普及・検討の実績(検討会や研修等の実績)	開催回数	主催・共催研修: 1回	1回(年間)	障害福祉課
2	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	市町村等職員向けへの研修回数	開催回数	—	1回(年間)	障害福祉課
3	保育士等を対象に発達障害支援に関する研修を実施し、保育士等の資質向上を図る。	保育士等への研修実績	参加者数	R5修了者数: 1037人	500人(年間)	義務教育課
4	保育技術についての専門的な講義や研究協議等の開催。(発達障害に関する研修会の開催分)	開催回数	開催回数	— (台風のため中止)	1回	義務教育課
5	地域の子どもたちの日中活動の場(保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等)でかかわる支援者を支援することが、発達障害児(者)支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う。	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	実施回数	—	10クラス	障害福祉課

(2) 学齢期における教育と福祉の連携

① 現状と課題

発達障害者の支援において、乳幼児期、学齢期、成人期のそれぞれのライフステージで関係機関が連携し一貫した支援が行われ、その支援が切れ目なく続くことは重要です。

なかでも、学齢期においては、身近な地域において、教育と福祉の定期的な情報共有の場がないことや、教育と福祉で支援方針にズレが生じる場合がある等の課題があり、連携の必要性がクローズアップされています。

ア 教育と福祉の連携について

学齢期においては、インクルーシブ教育システムの構築の進捗状況を踏まえ、教育と福祉の支援者が定期的に情報共有を図ることの有効性が指摘されており、切れ目ない支援のための重要な取組となります。

現在、既存の自立支援協議会等へ教育分野の関係者を配置する等の取り組みをしている市町村もあります。市町村においては、引き続き教育と福祉の連携の促進に向けて取り組みが必要です。

イ 施策・事業等への相互理解

教育と福祉の連携の場において、教育と福祉それぞれの施策や事業等への理解不足から、支援方針の違いや連携が上手くいかない等の課題が生じることが指摘されています。

教職員へ向けた障害福祉サービス等の周知及び研修の実施や、福祉サービス事業者へ向けた特別支援教育コーディネーター等の教育分野の施策等の周知及び研修の実施への取り組みが必要です。

② 支援体制の目標

児童の特性に応じたきめ細かな対応が図られ、教育や福祉の支援者等が互いに連携し、支援が適切に引き継がれ、途切れることのない支援体制の構築を目指します。

③ 取組内容

市町村においては、新規に、あるいは既存の会議等を活用する等し、教育と福祉の支援者が定期的に協議する場を設けて、連携を強化する取組をすすめる必要があります。

県としては、教育、福祉相互の理解を図るため、それぞれの施策や事業の理解に向けた周知及び研修の取り組みを行います。

ア 市町村に求められる主な取組

(ア) 教育と福祉が定期的に協議する場の設置

(イ) 教職員等に対する障害福祉サービス等の周知

イ 県が実施する主な取組

(ア) 沖縄県特別支援教育総合推進整備事業運営協議会の継続的な開催

(イ) 教職員等に対する障害福祉サービス等の周知及び研修の実施

(ウ) 発達障害者支援センターによる教育機関等への講師派遣

(エ) 障害福祉の支援者等に対する、教育施策・事業の周知等

1

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、各分野の取り組みについて共有し連携を図る目的で関係者からなる協議会として開催する。	特別支援教育推進事業運営協議会開催回数	開催回数	県内6教育事務所：2回（協議会） 県教育庁：1回（特別支援教育推進運営協議会）	各教育事務所 2回（年間） 県教育庁 1回（年間）	県立学校教育課
2	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する内容）	発達障害に関する講義や研究協議等の開催回数	開催回数	— （台風のため中止）	1回 （年間）	義務教育課
3	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：5回 参加人数：3047人	2,100人 （年間）	県立学校教育課
4	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数）	開催回数	開催回数：3回 参加人数：1284人	3回 （年間）	県立学校教育課
5	障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用出来る指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的とする。	特別支援教育指導資料集作成実績	発行冊数 開催回数	発行冊数：2冊 開催回数：3回	発行冊数：5冊 研修会：3回	県立学校教育課
6	教職員へ障害福祉サービス等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図る。	延べ講師派遣件数、延べ受講者数	派遣件数 受講者数	講師派遣：19件 （延べ受講者数1484名）	講師派遣：8件	障害福祉課

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

1 (3) 成人期における就労支援

2 ① 現状と課題

3 ハローワークでの障害者支援施策の拡充や、障害福祉サービスにおける就労支援
4 事業所等の増加に伴い、一般企業への就職や、就労支援事業所で訓練等の支援を受
5 ける発達障害者は増加傾向にあります。

6 その一方で、事業主や支援者においては、個々の発達障害者への理解が必ずしも
7 十分でないために、支援や環境調整等がうまくいかない例もあります。また、発達
8 障害と気づかないまま就労に繋がらない方等への支援についても課題となってい
9 ます。

11 ア 就労支援者の資質向上（福祉的就労）

12 発達障害者が利用する就労支援サービス事業所においては、発達障害者の個々の
13 特性に合った仕事のマッチングや環境整備等の配慮、生活面での支援等が求められ
14 ます。

15 就労支援に関わる支援者に向けた、個々の発達障害特性の理解、対応方法につい
16 ての理解を図り、支援者の資質向上につなげていく必要があります。

18 イ 事業主の配慮等に関する支援（一般就労）

19 発達障害者を雇用する企業においては、事業主に個々の発達障害の特性を理解し
20 てもらい、適切な配慮をしてもらう必要があります。

21 このため地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支
22 援事業所等を中心として、事業主に対し、個々の発達障害の特性についての理解や
23 対応方法、配慮等に関する支援が必要です。

25 ウ 就労に繋がらない方等への支援（地域生活支援）

26 発達障害と気づかないまま就労に繋がらない方への支援については、パーソナル
27 サポートセンターやひきこもり専門支援センター、若者サポートステーション等が
28 中心となって実施しています。

29 一方で、これら専門機関と地域の障害福祉事業所等、又は専門医療機関等との連
30 携が必ずしも十分でないとの指摘があることから、情報交換や連携を図る必要があ
31 ります。

33 ② 支援体制の目標

34 支援者や事業者等が発達障害に関する特性を正しく理解し、地域や職場で適切な
35 支援や配慮を行うことで、それぞれの特性に適した働く場で、安定して働きつづけ
36 られる支援体制の構築を目指します。

38 ③ 取組内容

39 個々の発達障害特性を理解し、一人一人にあった適切な支援や配慮を行えるよ
40 う、就労支援事業所へ向けた研修を実施します。また、就労に繋がらない発達障害
41 者に対しては、関係する支援機関との連携強化に取り組んでいきます。

43 ア 市町村に求められる主な役割

44 (ア) 就労支援サービスの情報収集及び提供

45 (イ) 発達障害の基本相談窓口としての周知（再掲）

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 就労支援事業所等に対する発達障害特性等の研修実施
- (イ) 地域支援マネージャーによる事業所支援
- (ウ) ひきこもり専門支援センターとの連携強化
- (エ) 障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、若者サポートステーション等との連携強化

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	就労支援コーディネーターを高専学校併設型高等支援学校に配置し、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の企業就労について進路相談及び企業開拓を実施する。	キャリア教育・就労支援充実事業の活用	回数	定着支援（84回） 進路相談（98回） 就職先開拓（620回）	定着支援：85回 進路相談：100回 就職先開拓：440回	県立学校教育課
2	支援機関の支援者の資質向上、人材育成を図ることを目的に講師派遣及び主催・共催研修等を実施する。	発達障害者支援センター運営事業による就労分野への講師派遣及び主催・共催研修等実績	開催回数	主催研修：1件 （受講者数：53名+63名オンライン参加） 講師派遣：1件（受講者数：12名） DWA2コンサル：8件	主催研修1件	障害福祉課
3	障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人、企業等に委託して職業訓練を実施する。	委託訓練の実施状況 （求職者向け訓練のうち発達障害者が募集対象者に含まれるもの、特別支援学校等の生徒を対象としたもの）	実施状況	（求職者向けコース）15コース／定員53名 うち中止コース6コース／定員9名 （特別支援学校早期訓練コース）5コース／定員5名 ・就職率 64.0%	55.00%	労働政策課
4	就労に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	支援件数	延べ支援件数：373件 （圏域で抱える困難事例等に対する支援）	延べ支援件数 500件 （年間）	障害福祉課

2 ライフステージを通じた課題と取組

(1) 専門医療機関の不足への対応

① 現状と課題

発達障害の診断や診療を希望する者に対し、専門医療機関が不足しており、診察、診療待ちの長期化が続いています。引き続き専門医療機関の確保が課題となっています。

ア 専門医療機関の確保

県内で発達障害の診断ができる専門医療機関は、平成 29 年度では 34 か所となっていました。令和 5 年度では 52 か所と増加しています。しかしながら、2 か月から 1 年までにわたる診察、診療待ちの状況が依然として続いていることから、引き続き専門医療機関の増加を促す取組が必要です。

イ 医療ネットワーク体制の整備

発達障害の症状や必要な支援は一人一人異なるため、高度な専門機能を持つ拠点的な病院から、身近な場所で相談、カウンセリングを受けることができるかかりつけ医まで、重層的な医療体制の整備を目指す必要があります。

また、市町村や医療機関等が発達障害に対応できる医療機関の情報を共有する等、医療ネットワーク体制の整備を図っていく必要があります。

ウ 行政手続きの再点検・見直し

発達障害者の診療待ちが長期化している背景に、さまざまなサービスや支援を行うための行政手続きの資料として、過度に診断書を必要とする運用があるのではないかと、との指摘があります。

令和 3 年度調査では、児童福祉法による障害児通所支援の利用にあたり診断書を求めると回答した市町村は 7 市町村、求める場合があると回答した市町村は 15 市町村、求めていると回答した市町村は 7 市町村となっています。「なんとなく」「念のため」などといった理由で診断書を求めることのないよう、発達障害に関する行政手続きの再点検、見直しの必要性について関係機関と検討、周知を図る必要があります。

② 支援体制の目標

地域の診療所の医療従事者等に対して、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とした研修等を実施し、診断や診療を必要とする発達障害者等が、速やかに地域の医療機関へアクセスできる体制の構築を目指す。

③ 取組内容

発達障害の診断や診療が可能な専門医療機関の数を増やすため、医療従事者に対する研修等の人材育成に取り組むとともに、県医師会や小児保健協会等の関係機関との意見交換や調整、協力依頼等を行います。また、医療機関のネットワークの整備に取り組むとともに、市町村によってばらつきのある行政手続きの解消に向けた取組を図ります。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) 発達障害者の診断や診療が可能な医療機関の情報収集及び提供
(イ) 診断書を必要とする行政手続きの再点検・見直し

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 「沖縄県発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リスト」の更新
(イ) 医療機関従業者向けの研修
(ウ) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施
(エ) 子どもの心の診療ネットワーク事業の実施
(ク) 診断書を必要とする行政手続きの再点検・見直し及び周知等
(オ) 県医師会や小児保健協会等の関係機関との意見交換や調整、協力依頼
(キ) 手続きに必要な様式やフォローの流れ等、県・市町村・関係機関による検討
(カ) 医療機関に対する需要量・供給量の把握方法の検討

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに関係機関と連携した支援体制の構築を図ることを目的とした事業であり、医療機関や関係機関とのネットワーク構築に向けた取組を図る。	子どもの心の診療ネットワーク事業の実施状況	—	診療相談 256件 症例検討会：2回、実地研修（延べ12日）	—	子育て支援課
2	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児（者）や支援者に対し情報提供を行う。	発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リストに掲載される医療機関リストの更新	—	52カ所（令和5年10月時点更新時点）	2年おきに更新	障害福祉課
3	県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図るため、国機関の研修へ医師等を派遣、伝達研修を実施している。	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業への受講者数	開催回数	1回（78人）	3回（年間）	障害福祉課

1 (2) 保護者や家族に対する支援

2 ① 現状と課題

3 発達障害は外見からは分かりにくいいため誤解されやすく、家族が地域から孤立し
4 てしまったり、発達障害を有していることを保護者が受け止めることができずに虐
5 待に繋がること等も指摘されています。

6 このため、当事者や家族が集える場の確保や、保護者等に対する支援の充実が求
7 められています。

9 ア ペアレント・トレーニングの普及

10 ペアレント・トレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を専門家の助言を得
11 ながら客観的に観察して発達障害の特性を理解するとともに、その特性を踏まえた
12 褒め方や叱り方等の実践を通じて、子どもの問題行動を減少させようとする支援ス
13 キルです。

14 保護者からの受講希望が増加しているとの声がある一方、指導者の不足や、地域
15 での実施体制が確立していない等の課題があります。

17 イ ペアレント・プログラムの普及

18 ペアレント・プログラムは、ペアレント・トレーニングの支援のポイントを一部
19 抜き出し、発達障害をもつ保護者だけでなく、全ての保護者が利用できるよう開発
20 されたプログラムです。子どもの行動修正までは目指さず「保護者の認知を肯定的
21 に修正し、子育てを助けること」に焦点を当てているため、ペアレント・トレー
22 ニングよりも普及が容易であるといわれています。

23 令和3年度調査では、11 市町村が「既に実施」又は「実施したいと検討してい
24 る」、15 市町村が「ペアレントプログラムの必要性は感じているが、予算や人材等
25 の確保といった運営面で課題を感じている」と回答しており、導入に向けた支援を
26 していく必要があります。

28 ウ ペアレント・メンターの普及

29 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関するトレーニング
30 を受けたペアレント・メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対
31 して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話し
32 たりすることができます。

33 令和3年度調査では、1 市町村が「必要性を感じていて、具体的な取り組みを検
34 討している」、14 市町村が「必要性を感じているが、運営面等に課題がある」と回
35 答しており、導入に向けた支援をしていく必要があります。

37 エ 身近な地域における相談窓口の周知等

38 市町村においては、発達障害者を含めた障害者全体の相談窓口（基本相談）の機
39 能が置かれている一方で、発達障害に関してはライフステージを通して相談窓口が
40 必要であるため、市町村内部でもお互いの窓口機能について理解し周知する必要が
41 あります。併せて、地域における当事者会・親の会などの情報を収集し、必要に応
42 じて連携を図り、発達障害者や保護者等が地域で孤立しないよう取り組む必要があ
43 ります。

44 また、身近な地域で相談できるよう、沖縄県発達障害者支援センターホームペー
45 ジの、相談窓口検索機能において、各ライフステージや相談内容に応じた相談窓口
46 案内を引き続き行う必要があります。

② 支援体制の目標

保護者やその家族に対して、発達障害に関する特性理解や適切な対応方法、コミュニケーションスキル等を学ぶ機会を提供し、保護者やその家族が市町村等の身近な地域で安心して相談できる支援体制の構築を目指します。

③ 取組内容

保護者や家族への支援を行うにあたっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になります。

県としては、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言等を行い、地域での体制整備を促していきます。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) ペアレント・トレーニングの実施及び継続的な実施体制の整備
- (イ) ペアレント・プログラムの実施及び継続的な実施体制の整備
- (ウ) 当事者や親の会に関する情報収集及び連携等
- (エ) 発達障害の基本相談窓口としての周知

イ 県が実施する主な取組

- (ア) ペアレント・トレーニング講師の養成・派遣と実施体制の助言等
- (イ) ペアレント・プログラム講師の養成・派遣と実施体制の助言等
- (ウ) ペアレント・メンターの普及方法や実施体制等について検討
- (エ) 当事者会や親の会に関するリストの作成及び情報提供
- (オ) 相談支援体制の構築、拡充に関する支援・助言

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、中核支援機関・中核支援者によるペアレントプログラム等の普及を行う。	ペアレントプログラムを導入した市町村数	市町村	16市町村（令和5年度時点）	2市町村（年間）	障害福祉課
2	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、ペアレント・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	市町村におけるペアレント・トレーニングの実施回数	実施回数	保健師・心理士等30人にペアレント・トレーニング養成研修を実施	10クラス実施	障害福祉課
3	発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）に関する各分野の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	家族支援向けの研修会及び講師派遣数	開催回数	ペアレント・プログラム等の家族支援向けの研修会及び講師派遣等を実施	1回（年間）	障害福祉課
4	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野（教育・保育・保健・福祉・就労・司法等）への研修回数	開催回数	教育・保育・保健・福祉・就労の各分野で研修等を開催	各分野1回	障害福祉課
5	各圏域福祉事務所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児（者）支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	圏域別研修等事業の実績（各圏域ごと）	開催回数	3回（北部圏域、中部圏域、南部圏域で開催）	5回（年間）	福祉事務所

1 (3) 各分野における支援人材の育成

2 ① 現状と課題

3 発達障害者が日常生活を営むに当たっては、医療機関の受診、教育機関での学業
4 生活、企業等での労働など通常の社会生活の場面から、トラブルに巻き込まれた場
5 合の警察・裁判等まで、さまざまな場面で、発達障害の特性を理解し対応すること
6 が求められています。

8 ア 各分野における研修等について

9 各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、司法、企業等)における、初任者研修や
10 定期的な研修、法定研修など、その分野で通常・一般的に行われ受講が義務づけら
11 れているような研修に、発達障害を理解する講義等を設ける等の取り組みをすすめ
12 る必要があります。

14 イ 各圏域における研修の実施

15 各圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)において、圏域の課題や実情を踏まえ
16 た、研修の企画、実施に取り組んでいく必要があります。

18 ウ 市町村相談窓口の充実

19 市町村においては、発達障害者の基本相談窓口として、相談や支援機関への繋ぎ、
20 情報提供等の役割が求められています。発達障害者の特性理解や対応はもとより、
21 相談技術の向上や発達障害専門医療機関、当事者・親の会、就労支援等の情報を収
22 集する等、相談窓口機能の充実にに向けた取り組みが必要です。

24 ② 支援体制の目標

25 発達障害者等の支援に関わる支援者へ、スキルアップを続けるための継続的な研
26 修体制を整備することで、発達障害者等へそれぞれの特性に応じた質の高い支援が
27 可能な支援人材の育成を目指します。

29 ③ 取組内容

30 市町村においては、発達障害者の基本相談窓口として、相談者が安心して相談で
31 きるよう、相談技術の向上や支援機関等の情報収集に取り組む必要があります。

32 県としては、福祉、医療、保健、保育、教育、司法、企業等の各分野と連携し、
33 各分野の初任研修や定期的な研修、法定研修等への講師派遣等を行います。

34 また、各圏域福祉事務所を中心に、各圏域の課題や実情を踏まえた研修等の取り
35 組みをすすめていきます。

37 ア 市町村に求められる主な取組

38 (ア) 発達障害の基本相談窓口としての周知(再掲)

39 (イ) 市町村窓口職員(障害福祉主管課等)への発達障害関係研修の実施

40 (ウ) 発達障害に関する情報収集及び情報提供

42 イ 県が実施する主な取組

43 (ア) 発達障害者支援センターによる各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、司法、企
44 業等)への研修及び講師派遣

45 (イ) 各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、司法、企業等)と研修企画等の連携

46 (ウ) 各圏域福祉事務所による「発達障害圏域別研修」の実施

- (エ) 市町村窓口職員への研修の実施
 (オ) 地域支援マネージャーによる市町村支援

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野（教育・保育・保健・福祉・就労・司法等）への研修回数	開催回数	教育・保育・保健・福祉・就労分野への研修会を開催	各分野 1 回	障害福祉課
2	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：3 回 参加人数：1284 人	3 回 （年間）	県立学校教育課
3	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：5 回 参加人数：3047 人	5 回 （年間）	県立学校教育課
4	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	市町村等職員向けへの研修回数	開催回数	—	1 回 （年間）	障害福祉課

1 (4) 移行期の「支援の途切れ」防止

2 ① 現状と課題

3 発達障害者の支援においては、例えば、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期
4 など、ライフステージの移行期に本人の特性や支援の状況がうまく引き継がれず、
5 支援が途切れやすくなる、との指摘があります。

6 ライフステージを通じて一貫した支援が行われ、切れ目なく続くよう取り組む必
7 要があります。

9 ア 連携又は協議の場の設置

10 各ライフステージを通じて一貫した支援をするには、各分野が連携又は協議でき
11 る場を設けておくことが有効です。

12 発達障害者に特化した協議の場の設置や、既存の自立支援協議会等の場を活用し
13 ている市町村もあり、引き続き一貫した支援が行われるよう各分野の連携又は協議
14 の場の設置に取り組む必要があります。

15 また、各ライフステージの中でも、入学、入園は、発達障害者にとって初めて生
16 活が大きく変化する時期であるため事前の情報交換を図る必要があります。

18 イ 新サポートノートえいぶるの普及

19 新サポートノートえいぶるは、発達障害・発達が気になる方を対象に、ご本人の
20 プロフィールや経過などを記録・保存する支援ファイルです。沖縄県障害者自立
21 支援協議会の療育・教育部会「支援ファイルワーキング」の検討等を踏まえ、平成 28
22 年 9 月に発行しました。

23 活用した方からは「連携が上手くいった」との声があり、関係機関との連携の場
24 面や移行期における支援ツールとして活用されています。

25 えいぶるの普及に向け、使い方動画 (youtube)、ポスター・卓上ポップ、エイ
26 ブル使い方チラシ、講師派遣等を行っておりますが、アンケートからは「親だけ
27 では書けない」「良い所を書く枠が少ない」などの声もあります。

28 このため、療育・教育部会等において、えいぶるの普及や円滑な活用に向け、
29 配布方法や内容について検討する等さらなる普及に向けた取組が必要です。

31 ② 支援体制の目標

32 保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野、各ライフステージに応じた支援者が
33 互いに連携・協力することや、新サポートノートえいぶるを活用した、途切れのな
34 い一貫した支援体制の構築を目指します。

36 ③ 取組内容

37 各ライフステージで一貫した支援が切れ目なく継続するためには、各分野が連携
38 又は協議できる場の設置や支援ファイルの普及等が有効です。

39 県としては、支援機関連絡会議等の開催や新サポートノートえいぶるの普及等に
40 加え、市町村での連携体制の整備について助言等を行います。

42 ア 市町村に求められる主な役割

43 (ア) 各関係機関が連携又は協議する場の設置

44 (イ) 入園や入学時における情報を引き継ぐ場の設置

45 (ウ) 新サポートノートえいぶるの周知・配布

- イ 県が実施する主な取組
- (ア) 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議の開催
- (イ) 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会の開催
- (ウ) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会の開催
- (エ) 新サポートノートえいぶるの普及・啓発
- (オ) 新サポートノートえいぶるの活用方法の情報提供や説明会の実施
- (カ) 新サポートノートえいぶるに関する改善事項等について療育教育部会等において
検討
- (キ) 新サポートノートえいぶるのデジタル化の検討

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	新サポートノートえいぶるの情報提供や説明会等	開催回数	共催/講師派遣：3件 情報提供：206件	5件 （年間）	障害福祉課
2	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	発達障害者支援センター連絡協議会開催回数	開催回数	開催回数：2回	2回	障害福祉課
3	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の早期支援体制の整備を図る。	自立支援協議会及び部会開催回数	開催回数	○自立支援協議会：1回 ○相談支援・人材育成部会：1回 ○療育・教育部会：1回 ○就労支援部会：1回 ○権利擁護部会：1回 ○住まい・地域支援部会：1回	各部会1回 （年間）	障害福祉課
4	県内の支援体制の実態調査を行うことにより、課題等を把握し、市町村等の支援のあり方について検討する。	県内の実態調査の実施状況	—	○市町村乳幼児健診事後教室およびフォロー事業実施状況調査 ○市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査 ○新サポートノートえいぶる調査 ○市町村相談窓口調査（ホームページ掲載）	—	障害福祉課
5	発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	発達障害児（者）支援機関連絡会議開催回数	開催回数	実施回数：1回	2回 （年間）	障害福祉課

1 (5) 県民に対する正しい理解の普及啓発

2 ① 現状と課題

3 発達障害という用語や大まかなイメージについては、一般に知られるようになって
4 きましたが、個々の発達障害の特性に対する理解や対応等については、あまり知
5 られていないのが実情です。引き続き一般県民に対する普及・啓発活動に取り組む
6 必要があります。

8 ア 個々の特性に対する正しい理解

9 発達障害という言葉は、以前より知られるようになってきましたが、自閉症スペ
10 クトグラム症、アスペルガー症候群、学習障害などの「個々の発達障害」に対する
11 正しい知識や理解はまだ十分ではないため、引き続き発達障害に関する普及・啓発
12 活動が必要です。

14 イ 個々の特性に応じた対応の周知

15 発達障害者への対応には、正しい知識や理解を踏まえた配慮が必要となります。
16 発達障害の個々の特性に応じた対応について一般県民に周知を図る必要がありま
17 す。

19 ② 支援体制の目標

20 県や市町村等が発達障害に関する正しい理解の普及啓発に努めることで、県民の
21 理解を促進し、発達障害者が個性豊かに安心して暮らし、それぞれのライフステー
22 ジで活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

24 ③ 取組内容

25 発達障害の個々の特性についての理解や対応等について普及・啓発を行うことで、
26 発達障害者への配慮に繋がることが期待されます。

27 県としては、発達障害者への正しい知識や理解の普及・啓発活動を行うとともに、
28 市町村での普及啓発の取組についても支援していきます。

30 ア 市町村に求められる主な役割

31 (7) 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間での普及・啓発活動

32 (イ) 地域生活支援事業を活用した理解促進・啓発の実施

34 イ 県が実施する主な取組

35 (ア) 発達障害者支援センターのホームページ等を活用した情報発信

36 (イ) 自閉症スペクトグラム症、アスペルガー症候群、学習障害、トゥレット症候群、吃
37 音症などの、個々の発達障害に関する啓発パンフレットの作成及び配布

38 (ウ) 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間での普及・啓発活動

39 (エ) 市町村の普及・啓発活動事例の紹介

1

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	発達障害理解のための啓発パンフレット等の作成により、県民及び支援者に正しい知識と理解について情報発信を行う。	一般県民向け普及・啓発パンフレットの配布数	配布部数	発達障害理解のためのパンフレットや、相談支援リスト等の啓発パンフレットや冊子等を作成配布した。	2000部	障害福祉課
2	毎年度「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、発達障害理解に向けた普及啓発の取組を積極的に推進する。	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間等による普及啓発の取り組み状況	延べ件数	ブルーライトアップやセンサールームの仮設置、ラジオCMや各種広告、イベント等を開催した。	10件	障害福祉課
3	「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、市町村あてにポスターを送付する等、普及啓発の取組を推進する。	一般県民向け普及・啓発ポスターの配布市町村数	市町村数	—	41市町村（年間）	障害福祉課

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34